

一般社団法人 大阪府医師会
会長 茂松 茂人 様

大阪府福祉部長

新型コロナウイルス感染症対策に係る障がい者手帳の取扱いについて

日頃から、本府福祉行政の推進に御理解・御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、今般の新型コロナウイルス感染症対策の一環として、別添のとおり令和2年4月24日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課事務連絡「身体障害者手帳及び療育手帳の再認定（再判定）の取扱いについて」及び令和2年4月24日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る精神障害者保健福祉手帳の更新手続の臨時的な取扱いについて」が発出されたところです。これらの事務連絡をふまえ、本府におきましては、下記のとおり取り扱うことといたしましたので通知します。

関係各位におかれましては、障がい者手帳の利用に係る各種の給付・軽減制度の適用等にあたり、支障が生じることのなきようお取り計らいの程お願い申し上げます。

記

1 身体障害者手帳の再認定年月の延長

再認定年月を令和2年3月から令和3年2月の間に指定されている方のうち、障がい（児）者又はその保護者から延長の申請があった方について、再認定年月を1年延長する。

延長例：再認定年月が令和3年2月の場合、令和4年2月まで延長

2 療育手帳の次の判定年月の延長

次の判定年月を令和2年3月から令和3年2月の間に指定されている方のうち、障がい（児）者又はその保護者から延長の申請があった方について、次の判定年月を1年延長する。（ただし、18歳以上については書類判定が可能な方を除く。）

延長例：次の判定年月が令和3年2月の場合、令和4年2月まで延長

3 精神障害者保健福祉手帳の更新手続きにおける医師の診断書の提出の猶予

令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に、精神障害者保健福祉手帳の有効期限を迎える方のうち、更新時に医師の診断書を添えて提出する必要がある方については、現に所持している精神障害者保健福祉手帳の有効期限の日から1年以内は、当該診断書の提出を猶予し、有効期限を更新することができる。

4 身体障害者手帳及び療育手帳の延長の証明

身体障害者手帳、療育手帳の再認定年月（次の判定年月）に係る国事務連絡及び本通知に基づく延長期間の証明は、障害者手帳の再認定年月（又は次の判定年月）欄の市町村の印による訂正又は身体障害者手帳再認定年月延長証明書（又は療育手帳次の判定年月延長証明書）を交付することにより行う。

（本件問い合わせ先）

大阪府 福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課
地域生活推進グループ 担当：岡村・藤田・平野
直通 06-6944-6671 FAX 06-6944-2237
E-mail chiikiseikatsu@sbox.pref.osaka.lg.jp

	通常の手帳	延長の手帳
身体障害者手帳	<p>＜再認定年月を迎える方＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 再認定の対象者に対して市町村の福祉事務所（障がい福祉担当課）が診査の実施について通知（再認定年月の到来通知）を行う（所定の診断書様式も同封） 再認定の対象者が医療機関の身障指定医を受診し、診断書を取得 再認定の対象者が再交付申請書と診断書を市町村に提出し、市町村又は府障がい者自立相談支援センターで審査後、市町村を通じ手帳交付 	<p>＜再認定年月を迎える方＞</p> <p><u>再認定年月の延長を希望されない方</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 同左 <p><u>再認定年月の延長を希望される方</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 再認定の対象者は市町村の福祉事務所（障がい福祉担当課）から送付（又は窓口で配付）される延長申請書に記入・提出 市町村が延長証明書を交付（又は窓口にて手帳に記載されている再認定年月を修正、公印押印） 再認定の対象者は延長後の再認定年月までに、医療機関の身障指定医を受診し、診断書を取得 再認定の対象者は市町村へ再交付申請書と診断書を提出し、市町村又は府障がい者自立相談支援センターで審査後、市町村を通じ手帳交付
療育手帳	<p>＜再判定年月を迎える方＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 再判定年月を迎える方は、市町村の福祉事務所（障がい福祉担当課）で療育手帳更新申請の手続きを行う（更新申請書に記入・提出） 判定機関（18歳未満：子ども家庭センター、18歳以上：府障がい者自立相談支援センター）で判定後、市町村を通じ手帳交付 	<p>＜再判定年月を迎える方＞</p> <p><u>再判定年月の延長を希望されない方</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 同左 <p><u>再判定年月の延長を希望される方</u></p> <p>市町村の福祉事務所（障がい福祉担当課）へ療育手帳更新手続きと再判定年月の延長の手続きを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村の福祉事務所（障がい福祉担当課）から送付（又は窓口で配付）される更新申請書、延長申請書に記入・提出 市町村が延長証明書を交付（又は窓口にて療育手帳の判定年月を修正、公印押印） 延長後の再判定年月までに判定機関（18歳未満：子ども家庭センター、18歳以上：府障がい者自立相談支援センター）で判定後、市町村を通じ手帳交付 <p>ただし、18歳以上で書類による判定が可能な方については、原則、判定の<u>延長はせず</u>書類判定を行う。</p>

精神障害者保健福祉手帳	<p><手帳の更新を迎える方></p> <ul style="list-style-type: none"> ・有効期限までに、市町村へ障害者手帳申請書と添付書類(医師の診断書又は年金証書等)を提出 ・審査機関(市町村又は府こころの健康総合センター)で審査後、市町村を通じ手帳交付 	<p><手帳の更新を迎える方></p> <p><u>医師の診断書について、提出の猶予を希望されない方、年金証書等で申請する方</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・同左 <p><u>医師の診断書について、提出の猶予を希望される方</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村へ障害者手帳申請書のみを提出 ・審査の上、市町村を通じ、有効期限2年間の手帳を交付 ・交付後1年以内に、医師の診断書を取得、市町村に診断書を提出し、審査機関(府こころの健康総合センター)で審査を行う。 ・審査後、等級が変わる場合、市町村を通じ残期間の手帳再交付

【参考】療育手帳の再判定年月の延長の取扱い

		通常対応	感染症対策による対応	延長手続き
交 付	18 歳以上	対面による判定・面接	対面による判定・面接	—
	18 歳未満	対面による判定・面接	対面による判定・面接	—
更 新 (相談支援センターで判定を受けたことがある方)	18 歳以上	書類判定又は対面による判定・面接	原則、書類判定	対象外 (ただし、対面による判定を希望する場合は、判定までの期間を有することから延長の対象となります。)
	18 歳未満	対面による判定・面接	対面による判定・面接	対象
新規更新 (大阪府の療育手帳を所持しこれまで子ども家庭センターで判定を受けていた方で、18歳以上となり相談支援センターで初めて判定を受ける方)	18 歳以上	対面による判定・面接	対面による判定・面接	対象
	18 歳未満	—	—	—
転入交付	18 歳以上	書類判定又は対面による判定・面接	原則、書類判定	—
	18 歳未満	書類判定又は対面による判定・面接	書類判定又は対面による判定・面接	—

※通知文中2に示す「18歳以上で書類による判定が可能な方」は太枠の方が該当し、原則、判定の延長はせず、書類判定を行う。